大和市告示第181号

大和市農業委員会の委員の選任に関する要綱を次のように定める。

平成29年10月10日

大和市長 大 木 哲

大和市農業委員会の委員の選任に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大和市農業委員会の委員の定数に関する条例(平成29年大和市条例第2号。 以下「条例」という。)第1条の農業委員の選任について、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)、農業委員会等に関する法律施行規則(昭和26年農林省令第23号。以下「規則」という。)その他法令で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例、法及び規則の例による。

(推薦の求め及び募集の周知及び期間)

- 第3条 市長は、法第9条第1項の規定による推薦の求め及び募集(以下「公募」という。)を行う に当たり、期間、方法その他必要な事項を広報やまと及び市ホームページへの掲載その他市長が 適当と認める方法により農業者、農業者が組織する団体その他関係者に周知するものとする。
- 2 公募の期間は、概ね1か月とする。ただし、当該期間内に推薦を受ける者又は応募しようとする者(以下「候補者」という。)の人数が必要数に満たない場合その他市長が必要と認める場合は、 当該期間を延長することができる。

(推薦又は応募の書類)

- 第4条 規則第5条第1項の書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものとし、 前条第2項の期間内に市長に提出するものとする。
  - (1) 個人が推薦する場合 大和市農業委員個人推薦書
  - (2) 法人又は団体が推薦する場合 大和市農業委員団体推薦書
  - (3) 個人が応募する場合 大和市農業委員応募届出書
- 2 前項第1号の場合は、3人以上の連名によるものとし、その代表者が提出するものとする。 (候補者の選考等)
- 第5条 市長は、候補者の中から農業委員として任命するにふさわしいと認める者を選考するに当 たり、大和市農業委員会委員候補者選考委員会(以下「委員会」という。)を設置し、候補者の評

価について報告させるものとする。

2 委員会の運営等について必要な事項は、別に定める。

(農業委員の補充)

- 第6条 市長は、農業委員について、罷免、失職、辞任等により欠員が生じた場合、速やかに農業 委員の補充に努めるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、農業委員の欠員が条例第2条に規定する定数の3分の1を超えた場合は、速やかに当該定数を充足するように農業委員を補充するものとする。

(様式)

第7条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、公表の日から施行する。

## 別表第1 (第7条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市農業委員個人推薦書	第4条
第2号様式	大和市農業委員団体推薦書	第4条
第3号様式	大和市農業委員応募届出書	第4条